

水道設備の点検を！

問 水道課 水道庶務係
☎476-1111(192)

■水道メーターや水道・給湯設備を定期的に点検しましょう

冬の厳しい冷え込みにより、宅地内の水道管や給湯設備が凍結・破損してしまうことで水漏れが発生する可能性があります。

また、トイレや蛇口などの老朽化が原因での水漏れが発生することもあります。水漏れ分も水道料金として計算されますので、以下の点に注意していただき点検をお願いいたします。

◎寒冷期（氷点下時）に注意すること

- むき出しになっている水道管はありませんか。（水道管を保護する資材が市販されています）
- 給湯器から水漏れはしていませんか。（空き家などは要注意）

※気温が0℃を下回り、管が凍って一時水が出なかった場合は特に注意する必要があります。

◎日頃から注意すること

- 蛇口を開けていないにも関わらず水道メーターのパイロットは回っていないか。（下図2）
※止水栓（水を止める元栓（下図1））についても、その位置と水が止まるかを確認しておきましょう。

◎修理費用について

個人宅地内の水道設備（水道管など）は個人財産となるため、その修理費用は水道メーターの前後を問わず所有者負担となります。

（大崎町では、建物の建築時に「給水設置負担金」を徴していないため）

【メーター器について（宅地内の青色等のボックス内にあります）】

図1



図2



パイロット（銀色のボタンのようなもの）は水を使用すると回ります。
使用していない時に回る場合は、漏水です。